

第9号議案

神戸市看護大学条例を廃止する条例の件

神戸市看護大学条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市看護大学条例を廃止する条例

神戸市看護大学条例（平成7年12月条例第36号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公立大学法人神戸市看護大学の成立の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（看護教員予定者養成のための修学資金貸与条例の廃止）

- 2 神戸市看護教員予定者養成のための修学資金貸与条例（平成5年6月条例第14号）は、廃止する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号アを次のように改める。

ア 削除

別表第3アを次のように改める。

ア 削除

別表第5備考中「，大学の学長であつて」を削る。

別表第6第3号を次のように改める。

(3) 削除

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正前の神戸市職員の給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）の規定は、施行日前において旧給与条例第3条第1項第3号アに規定する教育職給料表(1)の適用を受けていた職員の施行日前の勤務に係る給与については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

5 旧給与条例第3条第1項第3号ア、別表第3ア及び別表第6第3号の規定は、本市の職員として勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手に関しては、なおその効力を有する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年1月条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第35号を次のように改める。

(35) 削除

第38条を次のように改める。

第38条 削除

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正前の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「旧手当条例」という。)第3条第35号及び第38条の規定は、施行日前において同条に規定する業務に従事する職員であった者の施行日前の勤務に係る大学職員手当については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

8 旧手当条例第3条第35号及び第38条の規定は、本市の職員として勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手に関しては、なおその効力を有する。

(手数料条例の一部改正)

9 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の一部を次のように改正する。  
第2条第4号中「, 高等専門学校及び大学」を「及び高等専門学校」に改める。

(学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

10 神戸市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和43年1月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大学の学校医等に関しては市長, その他の学校医等に関しては」を削る。

第25条中「, 大学の学校医等に関しては規則で, その他の学校医等に関しては」を削る。

(学校の授業料等に関する条例の一部改正)

11 神戸市立学校の授業料等に関する条例(昭和25年12月条例第220号)の一部を次のように改正する。

第1条中「, 博士論文審査手数料」を削る。

第2条第1項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号を第2号とし, 第4号を第3号とし, 同条第2項を削り, 同条第3項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号を第2号とし, 第4号を第3号とし, 同項を同条第2項とし, 同条第4項中「, 博士論文審査手数料」を削り, 同項を同条第3項とする。

第4条第3項中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

第5条の2を削る。

第5条の3中「第2条第3項第2号及び第3号」を「第2条第2項第1号及び第2号」に, 「第2条第3項第2号の表授業料の項及び第3号」を「第2条第2項第1号の表授業料の項及び第2号」に, 「第5条の3」を「第5条の2」に改め, 同条を第5条の2とする。

第5条の4第1項中「第2条第3項第3号」を「第2条第2項第2号」に改め, 同条を第5条の3とする。

第6条の2中「看護大学において他の大学との間における相互の単位の互換に関する協定若しくは他の高等専門学校との間における授業科目等の履修に関する協定に基づき看護大学への入学を許可された特別聴講学生又は」を削る。

第7条第1項中「第2条第3項又は第4項」を「第2条第2項又は第3項」に改める。

第10条中「, 博士論文審査手数料」を削る。

第12条を削る。

(学校の授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

12 施行日前の期間に係る神戸市看護大学の神戸市立学校の授業料等に関する条例第1条の授業料, 入学金等については, なお従前の例による。

理 由

神戸市看護大学を廃止するに当たり，条例を廃止する必要があるため。



(参考 1)

神戸市職員の給与に関

(現 行)

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1), (2) 略

(3) 教育職給料表 (別表第3)

ア 教育職給料表(1)

イ～オ 略

(4), (5) 略

2～4 略

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	192,500	249,300	296,100	365,400
	2	194,700	251,600	299,600	367,600
	3	196,900	253,800	303,100	369,800
	4	199,000	256,000	306,600	372,000
	5	201,100	258,000	310,100	374,200
	6	203,400	260,100	312,300	376,400
	7	205,700	262,200	314,500	378,600
	8	208,000	264,300	316,700	380,800
	9	210,200	266,400	319,000	383,000
	10	212,600	268,300	320,900	385,500
	11	215,000	270,200	322,800	388,000
	12	217,300	272,100	324,700	390,500
	13	219,700	273,900	326,500	392,800
	14	222,200	276,200	328,900	395,400
	15	224,700	278,500	331,400	397,900
	16	227,200	280,800	333,800	400,500
17	229,800	283,200	336,100	402,800	

する条例 ぬきがき

( \_\_\_\_\_ は，改正部分を示す。)

( 改 正 案 )

ア 削除

ア 削除

18	232,300	285,500	338,600	405,500
19	234,800	287,800	341,000	408,100
20	237,300	290,100	343,400	410,600
21	239,500	292,500	345,700	412,800
22	241,700	295,000	347,900	415,200
23	243,900	297,500	350,200	417,800
24	246,100	300,000	352,400	420,400
25	248,200	302,500	354,700	422,900
26	250,200	304,800	356,900	425,400
27	252,200	307,100	359,100	427,900
28	254,200	309,300	361,300	430,500
29	256,100	311,600	363,500	433,000
30	258,200	313,800	365,600	435,500
31	260,100	316,000	367,600	438,000
32	262,000	318,200	369,800	440,600
33	263,800	320,400	371,900	443,100
34	265,700	322,700	373,800	445,600
35	267,600	324,900	375,700	448,100
36	269,500	327,200	377,600	450,600
37	271,500	329,200	379,600	453,000
38	273,800	331,400	381,500	455,600
39	276,000	333,600	383,300	458,100
40	278,200	335,700	385,200	460,600
41	280,300	337,700	387,000	462,800
42	282,700	339,900	388,900	465,200
43	284,900	342,100	390,900	467,700
44	287,100	344,200	392,800	470,100
45	289,400	346,200	394,300	472,600
46	291,600	348,300	396,100	475,100
47	293,900	350,400	397,900	477,600
48	296,200	352,500	399,700	480,100
49	298,500	354,400	401,600	482,400
50	300,200	356,400	403,400	484,900
51	301,900	358,200	405,300	487,400
52	303,500	360,200	407,200	489,800
53	305,000	362,200	408,800	492,200
54	306,600	364,200	410,500	494,600
55	308,100	366,200	412,200	497,000
56	309,600	368,200	414,000	499,400
57	311,100	370,000	415,800	501,700





58	312,500	372,000	417,400	504,000
59	313,900	373,900	419,100	506,300
60	315,300	375,900	420,700	508,700
61	316,700	377,800	422,200	510,900
62	318,200	379,600	423,800	513,000
63	319,700	381,400	425,400	515,100
64	321,200	383,200	426,800	517,200
65	322,300	384,600	428,100	519,400
66	323,700	386,300	429,500	521,300
67	325,200	388,000	431,000	523,300
68	326,700	389,700	432,400	525,300
69	327,800	391,400	433,700	527,000
70	329,200	392,800	435,100	528,300
71	330,500	394,100	436,500	529,700
72	331,900	395,500	437,900	531,100
73	333,200	396,800	438,900	532,400
74	334,600	398,200	440,300	533,500
75	336,000	399,600	441,700	534,600
76	337,400	400,900	443,100	535,800
77	338,500	402,000	444,100	536,900
78	339,800	403,000	445,200	538,100
79	341,100	403,900	446,300	539,200
80	342,400	404,900	447,500	540,100
81	343,700	405,900	448,800	540,700
82	345,000	406,800	449,700	541,700
83	346,300	407,600	450,700	542,600
84	347,500	408,500	451,600	543,500
85	348,600	409,100	452,600	544,300
86	349,900	409,900	453,300	545,200
87	351,200	410,700	454,000	546,100
88	352,400	411,500	454,800	547,000
89	353,500	412,100	455,600	547,900
90	354,800	412,900		548,900
91	356,100	413,700		549,800
92	357,300	414,500		550,700
93	358,400	415,100		551,500
94	359,000	415,900		552,300
95	359,500	416,700		553,000
96	360,100	417,300		553,800
97	360,700	418,000		554,600



98				555,400	
99				556,200	
100				556,900	
101				557,600	
102				558,300	
103				559,000	
104				559,700	
105				560,300	
106				560,900	
107				561,500	
108				562,100	
109				562,500	
110				563,600	
111				564,700	
112				565,800	
113				566,900	
114				568,100	
115				569,200	
116				570,300	
117				571,300	
118				572,500	
119				573,600	
120				574,700	
121				575,700	
再任用職員		272,500	292,900	329,600	401,500

備考 この表は、大学に勤務する教授，准教授，講師，助教，助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ～オ 略

別表第5 指定職給料表（第3条関係）

略	略
---	---

備考 この表は、大学の学長であつて、人事委員会規則の定めがあるものに限り、適用する。

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1), (2) 略



(3) 教育職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	大学の助教又は助手の職務
2 級	大学の講師の職務
3 級	大学の准教授の職務
4 級	大学の教授の職務

(4)～(9) 略

(3) 削除

---

(参考 2)

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(特殊勤務手当の種類)

第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(34) 略

(35) 大学職員手当

(36) 略

(大学職員手当)

第38条 大学職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 保健福祉局看護大学に勤務する大学の教員(教授、准教授、常勤講師、助教又は助手をいう。以下同じ。)が兼任して行う副学長、学生部長又は図書館長の職務 月額89,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 保健福祉局看護大学に勤務する教員で大学院に置かれる看護学研究科の担当を命じられたものが行う看護学研究科における授業、研究又は指導の業務 月額48,650円を超えない範囲内において規則で定める額

(35) 削除

第38条 削除



(参考 3)

神戸市手数料条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(3) 略

(4) 修学又は学業成績に関する証明（高等学校、高等専門学校及び大学に限る。）

1 件につき 300円

(5)～(158) 略

及び高等専門学校

(参考 4)

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(実施機関)

第2条 この条例で「実施機関」とは，大学の  
学校医等に関しては市長，その他の学校医等  
に関しては教育委員会をいう。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(規則への委任)

第25条 この条例の実施に関し必要な事項は，大学  
の学校医等に関しては規則で，その他の  
学校医等に関しては，教育委員会規則で定め  
る。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



(参考 5)

神戸市立学校の授業料等

(現 行)

第1条 神戸市立学校の授業料，聴講料，研究料及び保育料並びに入学選抜料，博士論文審査手数料及び入学金（以下「授業料，入学金等」という。）に関しては，この条例の定めるところによる。

第2条 授業料，入学金等の額は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護大学

種別		学部等の別		大学院	備考
		看護学部			
授業料	学生		535,800円	535,800円	年額とする。
	科目等履修生及び特別聴講学生		267,900円以下	267,900円以下	1学期分とする。
	研究生（外国人研究生を除く。以下この表において同じ。）	—		29,700円	月額とする。
	外国人研究生	—		8,200円	月額とする。
入学選抜料	学生		17,000円	26,000円	
	科目等履修生及び特別聴講学生		8,000円	9,800円	
	研究生	—		9,800円	
博士論文審査手数料			—	57,000円	
入学金	学生	本市住民及びその子弟	282,000円	297,000円	「本市住民」とは，入学の日の1年前から引き続き本市に住所を有する者をいう。「その子弟」とは，本市住民の配偶者又は2親等内の親族をい
		その他の者	423,000円	423,000円	
	科目等履修生及び特別聴講	本市住民及びその子弟	28,200円	29,700円	
		その他の者	42,300円	42,300円	

に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(改正案)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

学生				う。
研究生		—	84,600円	

(2) 略

(3) 略

(4) 略

2 看護大学大学院に在学する者のうち、その修業年限を超えて一定の年限にわたり計画的に課程を修了することを認められたもの(以下「長期履修学生」という。)に係る授業料の年額は、前項第1号の規定にかかわらず、当該在学を認められた年限(以下「長期在学期間」という。)に限り、同号の表に規定する授業料の年額に修業年限の年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除して得た額(この額に10円未満の端数がある場合においては、これを10円に切り上げた額)とする。

3 授業料、聴講料、研究料及び保育料は、次の区分によつて納付しなければならない。

(1) 看護大学

種別		学期別	納付すべき額	納付期限
授業料	学生	前期	年額の2分の1に相当する額	4月末日
		後期	年額の2分の1に相当する額	10月末日
	科目等履修生及び特別聴講学生	納付期限は、前期分は5月末日までとし、後期分は10月末日までとする。		
	研究生	前期	月額授業料に在学月数を乗じて得た額	5月末日
後期		月額授業料に在学月数を乗じて得た額	10月末日	

(2) 略

(3) 略

(4) 略

4 入学選抜料、博士論文審査手数料及び入学金は、教育委員会規則で定める納付期限までに納付しなければならない。

第4条 略

2 略

3 第1項の者の次の期からの授業料又は保育料の納付額は、第2条第3項の定めるところによる。

---

(1)

(2)

(3)

---

---

---

---

---

---

2

---

(1)

(2)

(3)

3

---

第 2 条 第 2 项

第5条の2 市長は、長期履修学生が長期在学期間の短縮を認められる場合には、第2条第1項第1号及び第3項第1号の規定にかかわらず、当該短縮後の年限に応じて同条第2項の規定により算出した授業料の年額（当該短縮後の年限が修業年限であるときにあつては、同条第1項第1号の表に規定する授業料の年額）に当該短縮が認められる時点における当該長期履修学生の在学している期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数）を乗じて得た額から、当該長期履修学生が入学してから当該短縮が認められる日の属する学年が終了するまでの期間に当該長期履修学生がこの条例により納付すべき授業料の総額を控除した額を、当該長期履修学生から徴収するものとする。

第5条の3 高等専門学校及び高等学校において就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。）の支給を受ける受給権者（同法第5条第1項に規定する受給権者をいう。）についての第2条第3項第2号及び第3号、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、第2条第3項第2号の表授業料の項及び第3号中「年額」とあるのは「年額から当該年額に対応して支給される第5条の3に規定する就学支援金の額を控除した額」と、第4条第1項及び第5条第1項中「得た額」とあるのは「得た額から当該期間に対応して支給される第5条の3に規定する就学支援金の額を控除した額」とする。

第5条の4 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づき高等学校における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者は、その申請が本市に到達した日からその申請に対する処分がなされるまでの間は、第2条第3項第3号の規定にかかわらず、授業料の納付を猶予されるものとする。ただし、当該認定を受けることができないことが明らかである場合は、この限りでない。

## 2 略

第6条の2 看護大学において他の大学との間における相互の単位の互換に関する協定若しくは他の高等専門学校との間における授業科目等の履修に関する協定に基づき看護大学への入学を許可された特別聴講学生又は高等専門学校において他の大学との間における授業科目等の履修に関する協定に基づき高等専門学校への入学を許可された科目等履修生については、授業料、入学選抜料及び入学金は、徴収しない。

第7条 教育委員会は、特にやむを得ない理由により、第2条第3項又は第4項に規定する納付期限までに授業料、聴講料、研究料若しくは保育料若しくは入学選抜料若しくは入学金（以下「授業料等」という。）を納付することが困難であると認める者についてはその納付を猶予し、又は授業料、聴講料、研究料若しくは保育料を納付することが困難であると認める者については月割額で分納させることができる。



---

---

---

---

---

---

---

---

---

第 5 条の 2

第 2 条

第 2 項第 1 号及び第 2 号

第 2

条第 2 項第 1 号の表授業料の項及び第 2 号

第 5 条の 2

第

5 条の 2

第 5 条の 3

第 2 条第 2 項第 2 号

---

---

---

第 2 条第 2 項又は第 3 項

2 略

第10条 既納の入学選抜料，博士論文審査手数料又は入学金は，還付しない。ただし，教育委員会規則で定める特別の理由があるときは，その全部又は一部を還付することができる。

第12条 この条例中「教育委員会」及び「教育委員会規則」とあるのは，看護大学については，「市長」及び「規則」と読み替えるものとする。

---

---

---

